

指定調査機関(土対法)の品質管理等に関するガイドライン



The Knights

土壌汚染対策法では土地所有者等による調査義務または指定調査機関による実施規定が定められています。また条例や自主調査の場合についても、土壌汚染対策法に従い、指定調査機関が調査を実施する機会が多くなっています。そこで、調査の信頼性を確保するため、参考となるガイドラインがまとめられましたので、以下にその内容を示します。

<第一編:情報開示に関するガイドライン>

指定調査機関が情報を開示することによるメリットは、①発注者が希望に沿う調査機関を選べるようになります。②比較・評価が可能となるため、各機関が信頼性の確保に努めるようになります。

- 1) 情報開示の手段:自社ホームページにおける開示が望まれます
- 2) 情報の更新:年に1回、開示情報の見直し、更新が望まれます
- 3) 情報開示が望まれる項目の例:実績、技術力、品質管理の取組 等

<第二編:業務品質管理に関するガイドライン>

第1章:業務品質管理方針と業務品質管理体制

- 1) 土壌汚染状況調査の業務品質管理方針の策定
- 2) 業務品質管理体制の整備:統括責任者、技術責任者、業務品質管理責任者の任命

第2章:個別サイト調査に関する取組

- 1) 調査実施体制の整備:個別サイト責任者の選任及び業務内容(外注含む)の明確化
- 2) 調査計画の作成:法令に適合した調査計画となっているか確認、チェックリスト活用
- 3) 現場作業の管理、確認:変更点及びその理由の記録
- 4) 調査報告書の作成、調査結果の点検
- 5) 失敗事例・クレーム等の収集・管理:失敗事例等の記録及び機関内関係者への周知徹底

第3章:調査機関としての日常的な取組

- 1) チェックリスト等の策定・改善:現場作業のチェックもれ防止、法令改正時の改訂
- 2) 機材管理:自社機材の日常的な保守・点検、外注先保有機材の保守・点検状況確認
- 3) 人材育成:技術力向上及び法令理解のため、研修等の受講、調査事例報告会の実施
- 4) 外注業者の選定・確認:外注先担当者の知見確認、実績や現場での失敗事例記録
- 5) 失敗、クレーム等の再発防止策とその効果の確認

第4章:業務品質管理に関する取組の内部チェック

- 1) 業務品質管理責任者による調査内容、実施手順、機材管理、人材育成、再発防止等についての内部チェック実施

当社は土壌汚染対策法の施行当初から指定調査機関として調査を実施し、多くの実績を挙げ土壌汚染問題に対するノウハウを構築しております。このため、是非ご不明な点等ございましたらお気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2008年7月18日付 環境省ホームページ

土壌環境箇所 坂田旭子